【 随 時 募 集 】 道路高架下、道路予定区域等の道路占用許可申請者 募集要項

横浜市道路局



目 次

1.	曻:	集の概要																					
	1	募集の趣旨	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
	2	利用用途	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
	3	利用期間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
	4	土地利用形態	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
	5	占用料	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
	6	応募者の資格	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	
	7	公募条件	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	
2.	応	募手続き及びスケシ	ン <u>-</u>	1-	- ,	レ																	
	1	利用までの流れ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	
	2	提案の提出	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	
	3	利用予定者の選定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	
	4	問合せ及び質問書	•	応	募	書	類	提	出	先	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	
3.	提	案内容及び応募書類	頁																				
	1	応募書類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	
	2	提案項目	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	
	3	その他	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	
4.	利	用予定者の決定																					
	1	提案の審査・評価		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10	
	2	結果の通知及び公	表	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10	
	3	次点者の地位		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10	
	4	選定過程、結果に	関	す	る	お	問	合	せ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10	
別組	[1	利用計画書																					
		(ホームページ」	<u>-</u> 0	り	Гβ	拒	詩	事身	赵	付拿	東上	也-	一舅	钉」	Ż.	jΣÈ	53	ご石	在記	忍 <	3	ごさ V	١。)
別組	[2	別表(道路占用料	斗)																				
		(管理課ホーム~	ং_	-3	ンを	<u> </u>	ご存	在部	징 <	1	د خ ت	žν	٠,)									
別紙	€3	高架下日常点検ジ	/-	-]	١																		
別紙	€4	標識案																					
別組	€5	<u>質問書</u> ※添付な	ا ع	_																			
別紙	€6	高架下等利用提第	₹F	þį	入書																		
別紙	€7	高架下等利用計画	虰扌	是多	F	¥																	
別紙	8 }	辞退届																					
別紙	€9	審査基準																					

1. 募集の概要

1 募集の趣旨

まちづくりや賑わい創出等の観点から、道路空間のうち、直接には通行の用に供していない高架下及び道路 予定区域等(以下、「高架下等」という。)について、企画提案方式による占用主体の公募を実施し、民間のアイ デアと活力を取り入れ、行政課題・地域課題の解決につなげるよう有効活用することを目的としています。

また、占用者から納付していただいた占用料を道路の維持管理費に充当し、市民の安全安心に寄与するとともに、市民の将来負担の軽減を図ります。

応募される方は、この募集要項をお読みいただき、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

2 利用用途

横浜市高架下等利用計画検討会により定められた高架下等利用計画に基づいた利用用途とします。

まちづくりや賑わい創出等に資する利用として、周辺の土地利用状況等との調和を保つ用途の提案を求めます。

詳細は、物件の「利用計画書」(ホームページの随時募集対象地一覧)をご覧ください。

なお、下記に該当する用途は、応募できません。

- (1) 各種法令に適合しないもの
- (2) 公序良俗に反し、社会通念上不適当であるもの
- (3)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の「風俗営業」に該当するもの
- (4) 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの
- (5) 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの
- (6) その他公共用地の利用としてふさわしくないもの

3 利用期間

占用許可の開始日は、横浜市と協議により決定した日となります。なお、利用について横浜市が支障なしと判断した場合は、更新手続きにより利用計画に定める最長年数まで継続使用できますが、それ以後は再度公募により利用者を選定します。占用期間の終了日は、3月31日とします。

4 土地利用形態

道路法第32条に基づく、道路占用許可として取り扱います。

※ 本市が指示する期間で更新手続きをお願いします。

5 占用料

横浜市道路占用料条例に定められた金額を、本市が指定する日までに納付していただきます。

占用料についての詳細は、「道路占用料について」(管理課ホームページ)を参照してください。また、占用料は許可期間内で条例の改正等により変更になる場合があります。

6 応募者の資格

- (1) 本要項に定める条件を理解し、提案内容を責任もって実現できる法人等又は個人であること。
- (2) 応募者(提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。)が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと
 - ア 道路占用許可の手続を履行する能力を有しない者
 - イ 道路の占用についての占用料を納める能力を有しない者
 - ウ 道路法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていない者
 - エ 道路法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促をしている者
 - オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) である者
 - カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団 又は暴力団員を利用するなどしている者
 - キ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - ケ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - コ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適当である者
 - ※ 応募資格がないことが判明した場合は、提案書を審査しません。道路占用許可手続き前に判明した場合は、許可はしません。また、既に許可済みの場合は、許可を取り消します。

7 公募条件

応募者及び道路占用者(以下「占用者」という。)は、道路法、同法施行令、横浜市道路占用料条例、横浜市道路占用規則その他関係法令を遵守するほか、次の条件に従わなければならない。なお、以下において「道路」とは「道路及び道路予定区域等」をいう。

- (1) 提案について
 - ア 本件土地は道路区域であるため、次の事項を了承の上、応募すること。
 - (ア) 道路占用による土地利用は道路の特別使用許可であるため、公募条件を遵守し道路管理者の指示に 従って利用すること。
 - (イ) 道路占用による土地利用では、いかなる場合も借地借家法が適用されないことを理解し、道路管理者 の指示に従って利用すること。
 - (ウ) 道路占用による土地利用では、占用許可期間の満了に合わせて原状回復して返還することを原則とし、 道路管理者の指定する合理的な状態で土地の返還をすること。
 - イ 提案事業を実現するために必要な関係法令等(適用される地域のルール等を含む)及びインフラ関係の 調査・手続きは、応募者が行うこと。
 - ※参考に図面等が添付していますが、現地を優先すること。
 - ウ 自動販売機は設置できないものとする。
 - エ 工事等の施工にあたっては、横浜市内に主たる事務所を有する事業者への発注に努めること。
 - オ 対象施設等のための道路の占用が、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 33 条第1項の政令で定める 基準に適合するものであること。
 - カ 対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこ

- キ 土地に対して施設、設備を設置する費用は、応募者の負担とする。
- ク 施設、設備の設置等に係る補助制度等に関しては、応募者が確認すること。
- ケ 利用予定者に決定した応募者(以下、「利用者」という。)は、占用許可を受けた物件(以下「占用物件」という。)及び占用許可を受けた場所(以下「占用場所」という。)の維持保全のため通常必要とする経費のほか、当該占用物件に付帯する電気料、電話料等の光熱水費等を負担しなければならない。

コ 占用料の納付方法等

- (ア)本市が発行する納入通知書により本市の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、占用の期間が引き続き2年度以上にわたる場合の各年度の占用料は、各年度に本市が発行する発行する納入通知書により本市の指定する期日までに納めなければならない。
- (イ) 年度途中での占用開始又は終了の場合は、同年度の占用料は月割計算とする。
- (ウ) 指定された期日までに占用料が納付されない場合には、道路法第73条に基づき延滞金を徴収する場合があるものとする。
- (エ) 本市は、道路占用料条例の改正があった場合は、施行日をもって占用料を改定することができる。
- (オ) 本市は、占用料を算定する基準額の見直しがあった場合は、占用料を改定することができる。

サ 損害賠償等

- (ア)利用者は、占用物件の設置又は占用物件及び占用場所の管理の瑕疵に起因して第三者に損害を与 え又は第三者と紛争を生じたときは、損害を賠償し又は紛争を解決しなければならない。
- (イ) 前号に掲げる場合のほか、利用者は、本公募条件に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その費用に相当する額を負担しなければならない。

シ 権利の譲渡等

- (ア) 道路占用権の譲渡については、原則、一般承継の場合のみ認めるものとする。また、利用者は、占用場所を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- (イ) 利用者が住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- ス 本市は、自然災害による被害について、その責を負わない。
- セ 道路構造物以外の施設は、現占用者において施工されたものであり、現占用許可の占用期間満了時に は撤去されるため、提案にあたっては、施設の設置を自己の負担で行うものとして計画すること。なお、利 用予定者決定後に現占用者との協議により、引き継ぐことは妨げない。その場合、新占用者は、自身が受 けた占用期間満了時に引き継いだ施設を自己の負担で撤去すること。
- ソ「高架下等利用提案書」に記載された内容と異なる状況・利用を確認した時は、道路局事業推進課は利用予定者の地位又は道路占用許可を取り消す場合があるものとする。
- タ 占用許可の取り消しが行われた場合において、占用者は、占用物件及び占用場所に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要経費その他の費用を請求しないものとする。

(2) 占用について

ア 物件使用のための手続き

- (ア) 利用予定者は、道路占用許可手続きとして、提案書に基づく「道路占用許可申請書」を提出すること。
- (イ) 占用許可期間の開始時期は、本市と協議のうえ決定するものとする。協議の結果、利用開始までに時間がかかる場合は、適宜本市への現状報告をすること。
- (ウ) 利用予定者は決定を受けてから、原則として6か月以内に道路占用許可を受けること。遅延について正当な理由が無いと道路管理者が判断した場合は、道路局事業推進課は利用予定者の地位

を取り消す場合があるものとする。

- (エ) 提案書の提出時から事情、状況の変化が生じるおそれがある場合は、予め相談すること。
- (オ) 利用予定者の地位を辞退する場合は、本市と協議の上、辞退届を提出すること。
- イ 占用者は、占用を許可された期間中、占用を許可された用途以外の用途に供してはならない。
- ウ 占用許可の取り消し又は変更について、次の各号に該当するときは、本市は占用許可の取消処分 又は変更の指示をすることができる。
- (ア) 占用者が許可条件に違反したとき。
- (イ) 本市において占用場所を必要とするとき。
- (ウ) 「高架下等利用提案書」に記載された内容と異なる状況・利用を確認したとき。
- エ 原則として、占用開始後1年以内に利用計画に定めた用に供すること。
- オ 交通管理者及び道路管理者等の協議による安全対策を講じること。
- カ 道路に関する工事に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担しなければならない。また、災害対応等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担しなければならない。
- キ 道路又は下水道に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者又は下水道管理者が占用場 所内に立ち入ることを妨げてはならない。
- ク 道路管理者又は下水道管理者が、道路又は下水道施設の維持管理若しくは災害対応等を行う必要が生じた場合は、道路管理者又は下水道管理者の指示に基づき、速やかに車両の移動等を行い、 一時的に占用区域を空けること。

また、占用区域を空けることができず、道路管理者又は下水道管理者が移動等の対応を行った場合に生じた費用及び損傷等の補償については占用者が負担すること。

- ケ 占用物件及び占用場所の管理
- (ア) 占用物件及び占用場所は、道路法その他関係法令の規定する制限の範囲内で許可するものであり、 占用者は、占用物件及び占用場所を常に善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。 また、道路の構造又は周辺交通等に支障を及ぼさないように努めなければならない。
- (イ) 占用者は、占用物件及び占用場所について、修繕、模様替え、その他の行為をしようとするとき、又は占用計画を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を受けなければならない。
- (ウ) 必要に応じ、当該占用場所内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行わなければならない。
- (エ) 占用又は占用に関する工事により道路構造物に損傷等を与えたときは、速やかに本市へ届出て、占用者の負担において指示のとおり原形復旧すること。
- (オ) 高架下を占用する場合、占用者は、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、高架の道路の保全に 支障を生ずることのないよう占用物件を適確に管理しなければならない。
- (カ) 高架下の道路占用にあたっては、指定された日常点検を確実に実施し、道路管理者の指示に従って報告すること。((3)対象施設等の設置に伴い求める措置キ参照)
- (キ) 占用区域内の、道路法第2条に掲げる「道路」及び「道路の附属物」に係る瑕疵を防止する措置並びに 滞水等の水害対策は占用者が実施すること。
 - また、道路構造物に係る瑕疵及び滯水等の水害は免責とする。
- (ク) 本市において必要があるときは、占用物件及び占用場所その他本市が公務を行う上で必要な事項について随時に実地調査し、資料の提出若しくは報告を求め、その他維持管理に関し指示する

ことができる。

(ケ) 占用者は、市長が必要と認めて指示したときは、占用物件の管理の方法及び状況について、報告しなければならない。

コ 原状回復等

- (ア) 占用者は、占用物件の設置又は管理の瑕疵に起因して占用場所を損傷し又は汚損したときは、速やかに本市に届け出るとともに、その指示に従い占用場所を原状回復し、又はその費用を負担しなければならない。
- (イ) 占用を許可した期間が満了するときは占用期間満了日までに、又は本市が占用許可を取り消したとき は本市の指定する期日までに、自己の負担で、占用場所を原状に回復して返還しなければならない。た だし、本市は、合理的な状態での返還を指示することもできる。
- (ウ) 占用者が(イ)の義務を履行しないときは、本市は占用者の負担においてこれを行うことができる。 この場合において、占用者は何らの異議を申し立てることができない。
- (エ) 道路構造物の撤去を行う場合は、道路管理者の許可の上、実施すること。また、占用期間満了時には、占用者の負担において、撤去を行った道路構造物の復旧を行うこと。
- サ 占用期間の更新が認められている占用物件の占用者が、占用期間の更新を希望する場合は、書面により許可期間終了の6か月前までに意思表明を行わなければならない。この場合において、本市が支障がないと判断した場合は、所定の手続きののち、占用期間の更新ができるものとする。
- シ その他、必要に応じて関係機関等と協議を行うこと。
- (3) 対象施設等の設置に伴い求める措置
 - ア 物件使用のために工事等を行う場合は、現地の土木事務所に道路自費工事手続きとして「道路工事等施行承認申請書」を提出すること。その他必要に応じて、各種法令等(都市計画法、建築基準法等)に基づく手続きをすること。
 - イ 隣接する住居へ騒音及び排気ガス対策等の配慮をすること。
 - ウ 占用区域内に加え占用区域外で市が指示する管理区域についても、道路構造物の維持修繕、区域 の清掃、除草等を行い、良好な状態に保つよう維持管理をすること。
 - エ 水道、ガス、NTT、電気、下水道等の埋設物及び工作物の確認は、個別に各管理者へ行うこと。 埋設物及び工作物がある場合は、各管理者及び道路管理者と協議を行うこと。
 - オ 占用物件の設置上又は交通管理者からの指導等の理由から、やむを得ず占用区域外に物件を設置する場合には、別途申請をすること。占用料は、横浜市道路占用料条例に基づき徴収する。
 - カ 交通に支障の生じる場合は、所轄の警察署の指示に従って対応すること。
 - キ 高架下を占用する場合の日常点検について、次の事項を遵守すること。
 - (ア) 高架下の占用により、道路管理者が当該占用場所内及びその近傍において、橋脚等の道路構造物の 日常的な点検等を行いにくくなるため、別紙3「高架下日常点検シート」に従い、道路管理者に代わり目 視点検を適確に行うこと。
 - (イ) (ア)の目視点検は、毎月1回行ない、点検シートを作成し、異常が見られなかった月は手元に保管し、翌年4月1日から4月15日までの間に、各月の点検シート(写)を1年分まとめて、道路局管理課宛に提出すること。
 - (ウ) (ア)の目視点検で、高架道路の構造物異常が見られた場合は、ただちに所管部署に直接連絡し、 道路局管理課宛に点検シート(写)を提出する。
 - ク 占用者は、占用許可の期間中、当該地が本市所有の土地であること、まちづくりや賑わいの創出 のために有効活用していること等を記載した標識を歩行者等から見える場所(市が指示する場合

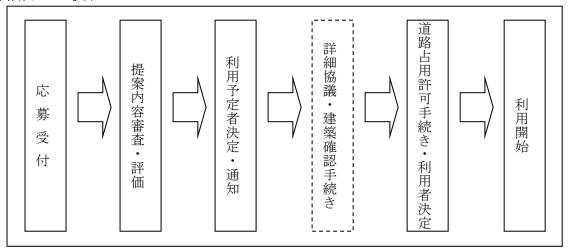
があります)に掲示すること。標識案については、別紙4参照。

(4) 物件構造

- ア 環境や多様な年齢層に配慮した提案に努めること。例えば、駐車場事業を行う場合は、以下の事項に対応した施設の設置に努めること。
- (ア) バリアフリー対策(ノンフラップ、車いす使用者用駐車施設、事前予約等)
- (イ) 災害時の対応(無停電電源装置、災害時無料 WiFi の提供、災害時用備蓄品の装備等)
- (ウ) 環境負荷低減(電気自動車充電スタンドの設置、太陽光パネルによる夜間照明や災害時充電利用等)
- イ 駐車場事業を行う場合は、地域のまちづくりや賑わいの創出に資する取組、施設の設置に努める こと。
- ウ 駐車場事業を行う場合は、時間貸し駐車場の設置を検討すること。
- エ 柵又は縁石等の工作物等により占用範囲を明確にすること。
- オ 将来の道路事業の施行の支障とならないよう除却が困難となる構造のものとしないこと。
- カ 占用場所等から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策を十分に講じること。
- キ 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。
- ク広告物は、自家用の物のみ設置できるものとする。
- ケ 高架下を占用する場合の占用物件の構造等について、次の事項を遵守すること。
- (ア) 占用物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。
- (イ) 天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設置すること。この場合においては、あらかじめ消防 当局と十分打ち合わせておくこと。
- (ウ) 天井は、原則として高架の道路の桁下から1.5m以上空けること。
- (エ) 占用に伴う物件・施設等の設置にあたっては、原則として、高架の道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から1.5m以上空けること。
- (オ) 工作物は、原則として、高架橋の構造体から1.0 m以上空けること。
- (カ) 占用物件を利用する車両等の衝突により、高架の道路の橋脚等に損傷が発生しないように、保護柵の設置等、本市の指示に基づき適切な措置を行うこと。
- (キ) 高架の道路からの物件の落下等高架下の占用に危険を生ずるおそれのある場合においては、占用主体において安全確保のため必要な措置を講ずること。

2. 応募手続き及びスケジュール

1 利用までの流れ



2 提案の提出

応募者は応募にあたり、「高架下等利用提案申込書」にその他必要な資料(後述3.1の応募書類参照) を添え、道路局事業推進課へ郵送又は持参で提出してください。

※お申込みにあたっては、事前にご連絡をお願いいたします。

【受付期間】

随時

- ※1日単位で締め切ります。同日に受けたお申し込みは締め切り前に受け付けたものとして取り扱います。
- ※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。
- ※締め切り後のお申し込みは、受領できません。
- ※受け付けは、8時45分から17時15分までの間とし、土日祝日を除きます。

【連絡先】

横浜市道路局計画調整部事業推進課

電話 045-671-3532(直通)

3 利用予定者の選定

公平性・中立性を確保するため、学識経験者等で構成する横浜市高架下等利用計画検討会により、提案内容の審査・評価をした上で、利用予定者を選定します。

4 問合せ及び質問書・応募書類提出先

担当部署:横浜市道路局事業推進課

所在地 : 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 22階

連絡先:電話 045-671-3532(直通) Eメール do-yochikatsuyo@city.yokohama.jp

3. 提案内容及び応募書類

1 応募書類

(1) 高架下等利用提案申込書	*(別紙6)	•••••	1部
-----------------	--------	-------	----

- (2) 高架下等利用計画提案書(別紙7) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・正1部、副1部(複写可)の計2部
- ※ 正1部のみ表紙に提案申込書(別紙6)をつけてください。提案書(別紙7)には、社名やロゴマークなど応募者を特定できる表記はしないでください。事務局で応募者特定情報の記載有無の確認後、審査資料として追加で20部提出していただきますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 事業についての概要や事業実施方法等、及び土地を利用する場合の平面図、立面図、利用イメージ図は、提案書の様式を使用してください。
- ※ 提案書に、様式以外の土地利用配置図、建築物を建設する場合の建物立面図、利用イメージが分かる 写真・イラスト等を添付していただくことは可能ですが、審査評価の対象とはなりません。
- (3) 商業登記簿謄本(現在事項全部証明書)発行後3か月以内のもの ただし、商業登記をしていない場合は、申請者の住民票の写し(本籍・続柄不要)発行後3か月以内のもの

- (4) 納税証明書その1(法人税又は所得税) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- (6) 申請者概要(業種、従業員(構成員)数等が分かる書類・書式は任意) ・・・・・・・・・・・・1部
- ※ 横浜市における入札参加資格を有する場合は、上記(3)(6)の提出を免除します。
- ※ 提案書の「2 運営・維持管理」に関することの「2 提案する事業の実施主体の構成について」の項目で、 提案事業関連の保有資格を記載した場合は、その資格証明等の写しを提出してください。
- (8) 申請団体が法人格を持たない場合は、その団体の会則、規約等を添付してください。
- (9) その他、本市が必要だと判断した書類を提出していただく場合があります。

2 提案項目

高架下等利用計画提案書(別紙7)をご確認ください。

3 その他

(1) 応募書類の取扱い等

応募書類は、返却しません。

なお、利用予定者及びその利用方法を公表する予定としていますが、その他の応募者に関する情報は公 表しないこととします。

(2) 著作権の取扱い

応募書類の著作権は応募者に帰属するものとします。ただし、結果の公表等本市が必要な場合は無償で使用できるものとします。

(3) 費用の負担

この募集に関して、応募書類の作成等に要する経費は応募者の負担とします。

(4) 1物件に1提案の原則

応募者は、1つの物件に対して複数の提案はできません。

(5) 接触の禁止

検討会委員、本件業務に従事する横浜市職員及び本件関係者に接触し、申請及び選定についての情報を不正に入手するなどの事実が認められた場合、失格となることがあります。

(6) 提案内容の変更の禁止

応募期間以後は、提出した書類の内容の変更をできません。また、提案が採用された場合は、各種調整の結果支障がない限り、提案内容を実施してください。

(7) 虚偽の記載をした場合

提出した書類に虚偽の記載がある場合は、応募を無効とします。

(8) 申請の辞退

提案書を受け付けた後に辞退する場合は、辞退届(別紙8)を提出してください。

(9) 免責

提案申し込みの際及び提案採用後に、関係手続き等の失念及びその手続き等の時間を考慮しなかった 等の理由により、当初の見込みと異なる費用の出費及び損害等が発生したとしても、本市は一切の責任 を負いません。

(10) その他

応募書類に関して、不明な点がある場合は、応募者に対しての聞き取り等を行う場合があります。 提案内容について、横浜市高架下等利用計画検討会で提案内容をご説明いただく場合があります。

4. 利用予定者の決定

1 提案の審査・評価

(1) 利用予定者の決定

公平性・中立性を確保するため、市民活動や市民生活の分野の有識者、不動産鑑定士及び弁護士で構成する横浜市高架下等利用計画検討会により、提案内容の書類審査・評価を行った上で、利用予定者を決定します。なお、審査の結果ふさわしい提案がない場合等は、利用予定者を選定しない場合があります。

(2) 審査・評価の視点

審査基準(別紙9)をご確認ください。

2 結果の通知及び公表

結果については、全ての提案者に郵送で通知します。

また、ウェブ・ページでも、法人等又は個人の区別と採点結果を掲載します。

3 次点者の地位

利用予定者が、道路占用許可の手続きをする前に辞退した時は、道路管理者が問題ないと判断した場合に限り、次点者を利用予定者に繰り上げます。なお、その他の提案者について繰り上がりはありません。

4 選定過程、結果に関するお問合せ

公平で厳正な審査・選定を確保するため、選定過程、結果に関する問い合わせには一切応じません。

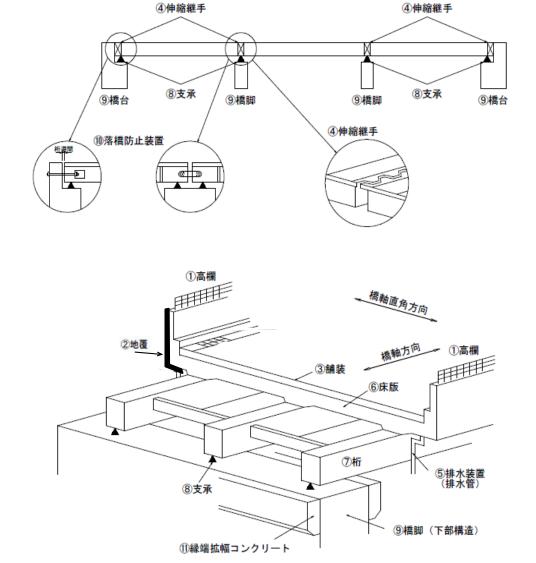
高架下日常点検シート

占用場所				
点検日	和曆		上松土	
天候	前日	当日	点検者	

点検箇所・部位	点検内容	点検結果			
排水装置	配水管が破損して水漏れしていますか	有	無		
	表面が剥がれ落ちているところがありますか	有	無		
コンクリート部材	大きなひびが見える所がありますか	有	無		
	鉄筋が見えている所がありますか	有	無		
鋼材	ボルトが無くなっている所がありますか	有	無		
型叫 个 /	変形している所がありますか	有	無		

- ※ 高架下から可視できる範囲で確認してください。
- ※ 点検結果に「有」がある時は、該当箇所の位置が分かる図面と該当箇所の写真を添えて報告してください。

参考図・橋の基本構造



ここは、横浜市の所有地です。 まちづくりや賑わいの創出 のため、市が事業者を公募し 有効活用しています。

令和 年 月 日

高架下等利用提案申込書

	横	浜	市	長			住所	:			
							氏名				
1 [[] (1)	植 事業計画 利用	<u> </u>	が公	募してい	る物件	番号「	J	の利用提到	客に申し込	みます。	
(2)	占用 令和	希望	期間年	月		日 から	令和	年	月	日まで	
2	事務担当	当責任	者								_
	法	人	名								
	所属	葛 • 職	名								
	氏		名								7
	連	絡	先	(住 所) (電 話) (E-mail)				(ファクシミリ)			
	<u> </u>										

4 その他

裏面に記載されている、「公募条件に関すること」、「利用計画に関すること」及び「その他」に ついて回答してください。

	道路占用の趣旨理解	確認事項 道路占用による土地利用は道路の特別使用許可であることを理解 し、公募条件を遵守して道路管理者の指示に従って利用します。 □ 上記のことを理解しました。								
公募条件に関すること	借地借家法の適用除外	権認事項 道路占用による土地利用では、いかなる場合も借地借家法が適用されないことを理解し、道路管理者の指示に従って利用します。 □ 上記のことを理解しました。								
	土地の返還	超認事項 道路占用による土地利用では、自己の負担で、原則として原状回復 て返還します。 〕上記のことを理解しました。								
	日常点検の実施 (高架下に限る)	館認事項 高架下の道路占用にあたっては、指定された日常点検を確実に実施 ン、道路管理者の指示に従って報告します。 〕上記のことを理解しました。								
	主たる利用用途(従たる利用用途)	(□ 無 □ 有)								
利用計画に	占用を希望する期間	□ 利用計画書に示された期間の占用を希望します。 □ 右のとおり 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで								
関すること	建物の設置	□ 有 構造 造 階建て、延べ床 ㎡ □ 無								
J	工作物の設置	□ 有 構造 造 階建て、延べ床 m ² □ 無								
その他	応募資格の確認	確認事項 道路管理者が応募者の資格審査を行い、対象者として問題があると判 断した場合には、検討会で審査されないことがあります。また、許可 を取り消す場合があります。 □ 上記のことを理解しました。								
	提案書の審査除外	確認事項 道路管理者が提案内容を道路の利用形態及び管理上適切でないと判断 した場合には、検討会で審査されないことがあります。 □ 上記のことを理解しました。								

※ 公募条件欄及びその他の記載事項を理解した場合はチェックマークをしてください。 チェックマークがない場合は、公募条件に同意しないとみなし、審査対象としません。

※利用計画欄に該当事項がある場合は、チェックマークをして、必要事項があれば記載してください。

	1	実が	拖事為	巻と横浜市の施	策や社会的ニーズとの関係	について記載してください。
	2	収支	5見ご	込みを記載してく	<i>ば</i> さい。	
	$ $ $_{\sqcap}$		IJ	·····································	1年目	(単位:千円) 2年目
			収入	、計		
基本事項に関すること	山 フ		内訳	事業収入		
	l ⊨		支 H			
に問				'' 設備保守管理		
すった			内訳	その他管理費		
ا ا ا	支 出	ξ -		 事務費		
۷				道路占用料 (納付額)		
			Ì	(MIII I HE)		
	君	Ē	営業	利益		
			※ 光	熱水費は除いて	責算してください。	
				施設等整備費]
				施設等撤去費]
			•	※必ず記載してく	ださい。	_
	【積	責算	根拠	等の特記事項】		

」〇〇区〇〇町

3 主たる事務所の所在地が市内か。 また、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に照らして、事業 規模が中小であるかを選択してください。 市内経済の活性化や、中小事業者の振興に効果が見込まれる取り組みがある 場合は、それを記載してください。

		主たる事務所の	の所在地
事業		市内	市外
事業の規模	中小		
規 模	大		

※ 該当する区分の1か所に ○を記入してください。 事業の規模は、中小企業 基本法の規定で大企業に該 当する場合は「大」、それ以 外の場合は全て「中小」を選 択してください。

【市内経済の活性化、中小事業者の振興策】

4 利用用途について記載してください。 利用計画に利用用途が示されている場合は、その関係について記載してください。

5 当該地の立地条件と地域特性をどのようにとらえ、提案する利用用途との関係を どのように認識しているのか記載してください。

基本事項に関すること

物件番号「」〇〇区〇〇町

提案する事業の実現性に関する考え方を記載してください。 その事業の実施実績があれば、最大で5例記載してください。 ※例を記載する場合は、地方公共団体での実施事例を優先的に記載してください。

【実現性に関する考え方】

【宝施宝績】

運 営

維 持管 理 に . 関

すること

用途		期間				土地所有者·管理者	
	R		/	~R		/	
	R		/	~R		/	
	R		/	~R		/	
	R		/	~R		/	
	R		/	~R	•	/	

2 提案する事業の実施主体の構成について記載してください。

提案者の主たる事業	不動産管理業					
主たる事業と 提案事業の関係	例1 新規に	こ取り組む事業です。				
全事業に占める 提案事業の業務比率	約		%			
全事業に占める 提案事業の収入比率	約		%			

提案事業関連の保有資格		取得年月日	
	元号	年	月
	元号	年	月
	元号	年	月

※提案事業との関連が高いものから記載してください。

【実施主体構成の適正さについての考え方】

物件番号「」〇〇区〇〇町

	3 提案する事業の管理体制について 占用する土地と設置する施設・設備		してください。									
	【管理体制】											
	管理部署の名称											
	管理責任者の職名											
	構成員数		人									
	24時間連絡体制	可能	不可能									
	※24時間連絡体制の欄は、該当する項目	目にチェックマークをして下	さい。									
	【占用する土地と設置する施設・設備の B	【占用する土地と設置する施設・設備の日常的な管理の考え方】										
運 営	4 占用する土地と設置する施設・設備の安全対策について記載してください。 周辺交通への影響と対応策について記載してください。											
維持管理	【土地と施設・設備の安全対策】											
官理に関すること	【周辺交通への影響と対応策】											
		5 緊急時(事故・災害)の対応策について記載してください。 苦情が寄せられた場合の対応策について記載してください。										
	【緊急時の対応策】											
	【苦情への対応策】											

	1 提案事業を実施するにあたって、まちづくりや賑わいの創出の向上にどのように 取り組むかを記載してください。
付 加 価	
値に関	
るこ	2 提案事業の実施によってもたらされる、地域と利用者のメリットを記載してください。 ※駐車場事業の場合、バリアフリー対策(ノンフラップ等)があればご記入ください。
価値に関すること	
すること	

	3 提案事業のセールスポイントを記載してください。
付	4 提案事業が採用された場合の、本市のメリットを記載してください。 ※駐車場事業の場合、災害時に対応(無停電電源装置等)した施設の設置があればご記入ください。
加	
価値に関すること	
ځ	
	5 提案事業の実施における、温暖化防止対策に関する取り組みを記載してください。 ※駐車場事業の場合、環境負荷低減(電気自動車充電スタンドの設置等)に対応した施設の設置があればご記入ください。

	1 提案事業の実施にあたって、市民参加・協働にどのように取り組むかを記載 してください。
地 域	2 提案事業と地域の活性化の関係について記載してください。
^	【提案事業と地域の活性化の関係】
の貢献に関すること	
ること	
	3 地域主体の取組となっている場合は、その内容を記載してください。

	4 当該地の周辺を含めた環境美化に関する考え方を記載してください。
	【日常的な清掃のこと】(実施頻度・実施範囲・人員体制等)
地域への貢献に関すること	【除草などの自然環境のこと】(実施頻度・実施範囲・人員体制等)
	【不法投棄・落書きなどの人為的なこと】(実施頻度・実施範囲・人員体制等)
献 に 関 す	5 当該地の周辺を含めた防犯に関する考え方を記載してください。
ること	

高架下等利用提案書

物件番号「

」〇〇区〇〇町

	平面図(配置図) ※方位を記載してください。
計	
画図等	
採点対象	
計画図等(採点対象ではありません	
りません	
)	

高架下等利用提案書

物件番号「」〇〇区〇〇町

	立面図(建築物等を設置する場合) ※視点の方位を記載してください。(例:南側立面図)
計	
画図等 (1	
計画図等(採点対象ではありません	
ではあり	
ません)	

	利用イメージ図 ※利用イメージの分かる写真・イラスト等を記載してください。
計画図等	
(採点対象ではありません	
はありま	
せん)	

令和 年 月 日

辞 退 届

横 浜 市 長

住 所

氏 名

次の公募に応募しましたが、下記の理由により提案を取り下げます。

- 1 物件番号
- 2 理 由

審 查 • 評 価 基 準 (総合評価落札者決定基準)

※ 審査は項目ごとに審査基準を参考にし、5段階評価(5点満点)で評価します。
5点・・・非常に優れている・十分に理解している等
2点・・・やや劣っている・やや理解に欠ける等

4点・・・優れている

3点・・・普通である・理解している等

1点・・・非常に劣っている

		審査・評価基準	配点	提案書に記載される内容
	1 本市施策や社会的ニーズとの関 連性はあるか	本市の施策や社会的ニーズに関連性のある事業を実施することで、地域の問題解決に寄与するか評価する。		実施事業と横浜市の施策や社会的ニーズとの関係
1 基本	2 事業収支見込みの安定性があるか	事業実施のために投資する費用、実施継続により得られる収益などを勘案し、事業継続に不安がある計画でないか評価する。		収支見込み
	3 市内経済の活性化、中小企業の 振興に寄与するか	提案者の所在地及び規模により、市内経済・中 小企業の振興について評価する。	25	市内経済の活性化、中小企業の振興
項	4 利用計画に示された利用用途に 適合した提案か	利用計画の主旨を理解しているか評価する。		利用用途
	5 土地の立地や地域の特性を踏ま えた提案か	立地や地域の特性を理解し、配慮した提案と なっているか評価する。		土地の立地条件と地域特性と提案する利 用用途との関係
	1 具体的で実現性の高い提案か	実現性に関する考え方が計画的であるか、これまでの事業実施の実績等を参考に評価する。		提案事業の実現性に関する考え方 事業実績(最大5例)
2 運	2 実施事業の団体構成は適正か	団体構成のバランスはとれているか評価する。		実施主体の構成
226	3 占用物件及び設置施設等に対す る管理体制が明確であるか	管理責任者及び管理体制が明確であり、道路 財産に対する認識が適切か評価する。	25	事業の管理体制 土地及び設置する施設・設備の管理方針
持管理	4 占用物件及び設置施設等に対す る安全対策がとられているか	近隣に対し交通渋滞の原因になることなく、必要であれば警備員を立てるなど安全対策に配慮した提案であるか評価する。		土地及び設置する施設・設備の安全対策 周辺交通への影響と対応策
	5 事故や災害等の緊急時の対応及 び苦情対応について明確か	緊急時の対応処置や苦情対応が必要となる場合に、対応策が適切であるか評価する。		緊急時(事故・災害)の対応策 苦情が寄せられた場合の対応策
	1 まちづくりや賑わいの創出、利便 増進につながる取り組みか	周辺の土地利用の状況を勘案し、まちなみの連続性や地域の活性化を促進するなど、提案の実施がまちづくり賑わいの創出、利便性の向上に貢献する内容であるかを評価する。		まちづくりや賑わいの創出の向上への取り 組み方
3	2 事業実施が地元と利用者にメリットをもたらすか	利用者サービスの向上など、プラス要因を地域 にもたらす提案かを評価する。		事業実施による地域と利用者のメリット
付加価値	3 提案内容に独創性・オリジナリ ティがあるか	利用用途が先進的でアイディアに独創性があり、地域に魅力を引き出すなど、地域の活力を 高めるなどの効果が期待できるか評価する。	25	提案事業のセールスポイント
値	4 事業実施が本市にメリットをもた らすか	行政サービスの向上など、プラス要因を本市に もたらす提案となっているかを評価する。		提案事業が採用された場合の本市のメ リット
	5 地球温暖化防止に貢献している か	事業の実施にあたって、二酸化炭素排出量の削減等の地球温暖化防止の取り組みにつながる 工夫があるかを評価する。		温暖化防止対応に関する取り組み
	1 地域との協働に関する取り組みがあるか	地域の活性化に反映できるよう、幅広い年齢層 や不特定多数の人が参加できる取り組みとなっ ているか評価する。		市民参加・協働への取り組み
4 地	2 地域に活性化をもたらす提案に なっているか	提案内容を実施することで、今後、人の交流や 地域の連携を生み出すなど、活性化を促進する 効果が期待できるか評価する。		地域の活性化との関係
域への	3 地域主体の取り組みとなっている か	地域の人が主体となった取り組みとなっている か評価する。	25	地域主体の取り組みとなっている場合は、 その内容
貢献	4 環境美化に貢献しているか	定期的に清掃や除草を実施する等、周辺地域 の環境衛生や美化につながる提案となっている か評価する。		周辺を含めた環境美化について
	5 地域防犯に貢献しているか	事業の実施が、こどもの避難場所の提供や灯火 の設置等、地域の防犯対策に効果的な内容と なっているか評価する。		周辺を含めた防犯に関する取り組み

以下は、総合評価占用入札の場合のみ使用。

	項目	評価基準	配点	入札書に記載される内容
5 財源確保	本市の財源確保に寄与しているか	入札額に応じて、下記のとおり配点する。 25点× <u>入札額</u> 入札最高額 ※小数点以下切捨て	25	入札金額